

中型まき網漁業許認可方針（瀬戸内海海区）

令和2年11月26日制定

令和4年6月15日改正

本県瀬戸内海海区における中型まき網漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

(使用船舶)

第1 中型まき網漁業に使用する船舶は総トン数25トン以下、馬力数350キロワット又は旧漁船法馬力数75馬力以下のものでなければならない。

(漁業種類、操業区域、漁業時期)

第2 各地区の漁業種類、操業区域並びに漁業時期は、原則として別表各欄の範囲内とする。

2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意があった場合は、別表の操業区域欄のただし書きにある「共同漁業権の区域を除く」旨の規定を削除し、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

(許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限)

第3 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限は、告示（漁業法第57条第7項の規定に基づき中型まき網漁業について同項第1号の都道府県知事が許可をすることができる船舶等の数 令和2年11月16日告示第2229号）の隻数とし、各地区の隻数は漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第4 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次のとおりの条件を付する。

(1) 次表の左欄の漁業種類において、それぞれ右欄に掲げる操業区域に係る条件を付する。

漁業種類	条件
荒目巾着網漁業	次のア及びイを結ぶ直線、イからウに至る明石市の海岸線、ウ、エ、オ、カ、キ及びクを順次結ぶ5直線並びに淡路市江崎から南あわじ市門崎に至る海岸線によって囲まれた海面においては操業してはならない。 ア 淡路市江崎灯台中心点 イ 明石市林崎漁港東防波堤起点（東波止根元） ウ 明石市明石城西やぐらから香川県小豆郡星ヶ城の頂上見通線と明石市の海岸線との交差点 エ 明石城西やぐらから星ヶ城の頂上見通線と洲本市先山の頂上を淡路市明神鼻の北端に重ねて見通した線との交差点 オ 先山の頂上を明神鼻の北端に重ねて見通した線と南あわじ市ダマ山の頂上を同市雁子岬突端に重ねて見通した線との交差点 カ ダマ山の頂上を雁子岬突端に重ねて見通した線と淡路市江井崎から徳島県鳴門市大麻山頂上見通線との交差点 キ 江井崎から大麻山頂上見通線と南あわじ市門崎突端から星ヶ城の頂上を見通した線との交差点 ク 南あわじ市門崎突端
いわし揚繰網漁業	播磨灘航路第4号灯浮標から香川県東かがわ市引田鼻灯台を見通した線以南の区域においては操業してはならない。

(2) 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

(3) 自動船舶識別装置（AIS）を備え付け、操業又は航行するときは当該電子機器を常時作動しなければならない。

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

第5 当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であって、次の1）～3）に該当する者
 - 1) 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
 - 2) 単独経営から共同して当該漁業を営もうとする既存許可者、若しくは共同経営者を変更して当該漁業を営もうとする既存許可者。ただし、新たに経営に参加する者は個人に限り、既存許可者が漁協に所属している場合は、新たに経営に参画する者も同じ漁協に所属している者に限る。
 - 3) 既存許可者（共同して経営している場合にあっては代表者に限る）の後継者として当該漁業を営もうとする個人。ただし、既存許可者が漁協に所属している場合は、後継者として当該漁業を営もうとする者も同じ漁協に所属している者に限る。
- (2) 優先順位2位 1位に該当しない者

(許可の有効期間)

第6 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する期間より短い期間とする。

(教示事項)

第7 次のとおりの教示事項を付する。ただし第2号は、第2の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含める場合のみ付するものとする。

- (1) 地域で決まった同業者間の自主規制内容及び他種漁業者との操業協定事項を遵守しなければならない。
- (2) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。
- (3) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(その他)

第8 当該方針内の旧漁船法馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

- 附則
- 1 この方針は、兵庫県漁業調整規則（令和2年規則第48号）の施行の日（令和2年12月1日）から適用する。
 - 2 令和4年6月15日一部改正（漁業を営む者の資格及び地区2西播B削除、許可に付する条件追加）

別 表

地区		漁業種類	操業区域	漁業時期
1	西播	荒目巾着網漁業	洲本市先山頂上と姫路市上島灯台を結んだ線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	4月1日から 12月31日まで
		いわし揚繰網漁業	姫路市から赤穂市に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	7月1日から 翌年3月31日まで